

(一関市アストロ・ロマン大東条例の一部改正)

改正前				改正後							
別表第1 (第7条、第11条関係)				別表第1 (第7条、第11条関係)							
(単位：円)				(単位：円)							
施設名		単位		利用料金の 限度額		利用料金の 限度額					
ログハウス	学習室	1時間までごとに		320		ログハウス	学習室	1時間までごとに		330	
	調理室	1時間までごとに		530			調理室	1時間までごとに		550	
	研修室A	1時間までごとに		530			研修室A	1時間までごとに		550	
		1人一泊につき	小中 学生	1,260				1人一泊につき	小中 学生	1,300	
		1人一泊につき	上記 以外	1,580				1人一泊につき	上記 以外	1,600	
	研修室B	1時間までごとに		530			研修室B	1時間までごとに		550	
		1人一泊につき	小中 学生	1,260				1人一泊につき	小中 学生	1,300	
		1人一泊につき	上記 以外	1,580				1人一泊につき	上記 以外	1,600	
	浴室	1人1回(研 修室宿泊者は 無料)	小中 学生	160			浴室	1人1回(研 修室宿泊者は 無料)	小中 学生	160	
			上記 以外	320					上記 以外	320	
焼肉用器具	1セット1回につき		1,050		焼肉用器具	1セット1回につき		1,100			
キャンプ場	山小屋	1棟1日につき		1,050		キャンプ場	山小屋	1棟1日につき		1,100	
		1棟1泊につき		2,100				1棟1泊につき		2,200	
	キャンプサイト	1サイト1日につき		530			キャンプサイト	1サイト1日につき		530	

		1 サイト 1 泊につき		<u>1,050</u>
	テント	1 張 1 日につき		<u>320</u>
		1 張 1 泊につき		<u>630</u>
	寝袋	1 個 1 泊につき		<u>320</u>
	アルミマット	1 枚 1 泊につき		<u>210</u>
	調理器具セット	1 回につき		<u>3,000</u>
夏山スキー場	グラススキーセット	1 回につき		<u>420</u>
木工創作場		1 人 1 日につき		<u>530</u>
ローラーすべり台用マット		1 回につき		<u>210</u>
ハンモック		1 回につき		<u>320</u>
テニスコート		1 コート 1 時間までごとに		<u>420</u>
トラバースボルダリング		1 回につき		<u>530</u>
マウンテンバイクスタジオ				無料
マウンテンバイク	バイク・プロテクターセット (トレール代含む。)	2 時間まで	小 中 学生	<u>530</u>
			上 記 以外	<u>1,050</u>
		2 時間を超えた場合 1 時間ごとに	小 中 学生	110
			上 記 以外	<u>210</u>
プロテクターセット (トレール代含まない。)	2 時間まで		<u>530</u>	
	2 時間を超えた場合 1 時間ごとに		110	

		1 サイト 1 泊につき		<u>100</u>
	テント	1 張 1 日につき		<u>330</u>
		1 張 1 泊につき		<u>660</u>
	寝袋	1 個 1 泊につき		<u>330</u>
	アルミマット	1 枚 1 泊につき		<u>220</u>
	調理器具セット	1 回につき		<u>3,080</u>
木工創作場		1 人 1 日につき		<u>550</u>
ローラーすべり台用マット		1 回につき		<u>220</u>
テニスコート		1 コート 1 時間までごとに		<u>100</u>
マウンテンバイク	バイク・プロテクターセット (トレール代含む。)	2 時間まで	小 中 学生	<u>550</u>
			上 記 以外	<u>1,100</u>
		2 時間を超えた場合 1 時間ごとに	小 中 学生	110
			上 記 以外	<u>220</u>
プロテクターセット (トレール代含まない。)	2 時間まで		<u>550</u>	
	2 時間を超えた場合 1 時間ごとに		110	

	トレール	1日1回	<u>320</u>
--	------	------	------------

備考

- 1 小学生未満の利用(ローラーすべり台用マットを除く。)については、利用料金を徴収しない。
- 2・3 [略]

別表第2 (第11条関係)

(単位：円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,100</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,050</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,150</u>

	トレール	1日1回	<u>330</u>
--	------	------	------------

備考

- 1 小学生未満の利用_____については、利用料金を徴収しない。
- 2・3 [略]

別表第2 (第11条関係)

(単位：円)

区分	単位	利用料金の限度額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	<u>2,200</u>
業として行う写真の撮影	1人1日までごとに	<u>1,100</u>
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	<u>3,300</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。